

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Xと被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

損害項目	金額	期間
1 避難費用	1万2040円	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日
2 精神的損害 （自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に関する損害）	4万円	
3 就労不能	19万5000円	
合計	24万7040円	

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目（同項の期間に限る。）についての和解金として金24万7040円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月30日

（仲介委員長 木下良平、仲介委員 高木佳子、同 佐藤彰一）